

鹿児島修学館中学校・高等学校 生徒心得

1 校内生活

(登下校)

- (1) 8時25分までに着席する。
- (2) 登校後、校外に出る必要のあるときは、担任の先生の許可を受ける。
- (3) 最終下校時刻は、原則として、

平日 2月～10月中旬 18時30分
10月中旬～1月末 18時10分
土曜日 年間を通じて17時とする。

(欠席・遅刻・早退等)

- (1) 欠席・遅刻・早退の場合は原則、保護者から届け出る。(リーバーまたは電話連絡)
- (2) 家族近親に不幸があった場合の忌引日数は次の通りとする。

父母7日 祖父母3日 兄弟姉妹3日
伯叔父母1日 従兄弟姉妹1日 曾祖父母1日

- (3) 学校感染症に罹患した場合は、必ず担任に連絡する。医師の診断により登校する際は学校感染症治癒証明書(本校HPよりダウンロード)を提出すること。

(その他)

- (1) みだりに金銭や物品の貸し借りをしないこと。
- (2) 携帯電話等は許可を得た生徒のみ持参し、登校後に必ず担任に預けること。
- (3) 貴重品を持ってきたときは、必ず担任に預けること。
- (4) 学校には携帯型の音響機器やゲーム等の学習に不必要な物を持参しないこと。
- (5) 公共物を大切にし、校具等を破損した場合は、担任及び事務室に申し出ること。
- (6) 生徒証は常に携帯し、紛失した場合は担任に連絡し、再交付を受けること。

2 校外生活

本校生徒としての自覚と誇りをもって行動するように努めること。

- (1) 自転車通学は許可を得た生徒のみとする。自転車乗車時は、ヘルメットを着用すること。
- (2) 登下校の際は交通規則や交通道德を守ること。また、バス等公共交通機関乗車の際は一般乗客の迷惑にならないようマナーに注意すること。
- (3) 交通事故や犯罪等の被害にあった場合は、すみやかに学校へ届け出ること。
- (4) 個人で校外の諸行事に参加する場合は、事前に校外活動届を提出し、許可を得ること。
- (5) 18歳未満入場禁止の場所などに出入りしないこと。
- (6) 長期休業中の生徒心得については別途定める。

3 服装(制服)・頭髪等の規定

本校指定の制服を着用し、常に品位と清潔感を保つように心がけること。

なお、夏服・冬服の期間はあるが、体調や気候に応じて着用する。その際は、それぞれの服装に応じた服装規定を順守すること。

服 装 規 定(令和5年度)

項目	パンツスタイル	スカートスタイル
頭髪	端正な髪型(パーマ・染色・脱色をしない)	
爪	短く清潔にする。	
ボタン	所定のものをつける。	
セーター ベスト	所定のものを着用する。	
防寒着	登下校時、冬服の上に防寒着を着用してもよい。	
シャツ ブラウス	所定のものを着用する。	
ベルト ズボン スカート	ベルトを着用し、ズボンの裾はふみつかない長さとする。	スカートの長さはひざ中心の長さとする。
靴下	所定のものを着用する。	
靴	所定のものを着用する。	
カバン	安全で通学に適したものを自分で選定して使用する。	
その他	リップクリームや日焼け止めを塗る場合は色のつかないものとする。	

※生徒が本校規則及び本校生徒心得に違反した場合は、特別指導を行う場合がある。

服 装 規 定(令和5年度・旧制服)

項目	男	女
頭髪	端正な髪型(パーマ・染色・脱色をしない)	
爪	短く清潔にする。	
襟章	新制服以外を着用時は、上着、シャツの左襟に校章をつける。	-
ボタン	所定のものをつける。	
セーター ベスト	所定のものを着用する。	
防寒着	登下校時、冬服の上に防寒着を着用してもよい。	
シャツ ブラウス	所定のものを着用する。	
ベルト ズボン スカート	ベルトを着用し、ズボンの裾はふみつけない長さとする。	スカートの長さはひざが隠れる長さとする。
靴下	くるぶしが隠れる長さの白色の靴下を着用する。	夏服着用時:くるぶしが隠れる長さの白色の靴下を着用する。 冬服着用時:茶色のハイソックスを着用する。茶色のタイツを着用してもよい。
靴	白色の運動靴とする。	学校指定のものとする。(品番指定) 革靴がぬれたりして使用不可の場合などは白色の運動靴で可。健康上の理由などで革靴が履けないときは申し出る。
カバン	安全で通学に適したものを自分で選定して使用する。	
その他	リップクリームや日焼け止めを塗る場合は色のつかないものとする。	

※生徒が本校規則及び本校生徒心得に違反した場合は、特別指導を行う場合がある。